



2025 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト 9 9 コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 秀明
(コード：4 4 6 4 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役 小西 紀行
(TEL. 0 6 - 6 9 4 2 - 8 7 6 1)

**ECM マスター ファンド SPV 3 による当社株式に対する公開買付けの結果
並びにその他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ**

ECM マスター ファンド SPV 3（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 9 月 16 日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が 2025 年 11 月 13 日をもって終了いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 11 月 20 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、以下のとおり、当社のその他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

本日、公開買付者より、公開買付報告書が提出され、当社は本公開買付けの結果について確認いたしました。が、本公開買付けに応募された当社株式の合計が買付予定数の下限（6,163,300 株）以上であり、本公開買付けは成立しております。

2. その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2025 年 11 月 20 日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

本日、公開買付者より提出された公開買付報告書によると、当社株式 6,767,917 株の応募があり、本公開買付けに応募された当社株式の合計が買付予定数の下限（6,163,300 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全ての買付けを行う予定であるとのことです。

この結果、2025 年 11 月 20 日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が 20%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社のその他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当することとなります。

一方、当社の主要株主である筆頭株主のサントレード株式会社は、上記の結果、同日付けで、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、当社の主要株主に該当することとなります。

(3) 異動する株主等の概要

- ① 新たにその他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当することとなる株主（公開買付者）の概要

(1) 名 称	ECM マスター ファンド SPV 3
(2) 所 在 地	Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket quare, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	ディレクター 高坂 卓志
(4) 事 業 内 容	株券等を取得及び保有すること等
(5) 資 本 金	100 円
(6) 設 立 年 月 日	2021 年 3 月 10 日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	サンテラ（ケイマン）リミテッド（以下「サンテラ」といいます。同社は、イーシーエム マスター ファンド (ECM Master Fund) の受託者として 100% 株式を所有しているとのことです。）
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の特別関係者である Effissimo Capital Management Pte Ltd（以下「エフィッシモ」といい、公開買付者、エフィッシモ及びサンテラを総称して、以下「公開買付者グループ」といいます。）は、当社株式を 100 株（所有割合（注1）0.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）、公開買付者の特別関係者であるサンテラは、当社普通株式を 1,036,400 株（所有割合 4.80%）所有しており、公開買付者グループは、本日現在、当社普通株式を合計で 1,036,500 株（所有割合 4.80%）所有しているとのことです。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

（注1）「所有割合」とは、当社が2025年8月6日に公表した「2026年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年6月30日現在の発行済株式総数 22,274,688 株から、当社第1四半期決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（679,505 株）（なお、当該自己株式数には、当社の「従業員持株会支援信託E S O P」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式 115,100 株を含めておりません。以下、当社が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（21,595,183 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。以下、別途の記載がある場合を除き、同じです。

- ② 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	サントレード株式会社
(2) 所 在 地	東大阪市長田西三丁目 5 番 17 号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 田中 ゆかり

(4) 事業内容	自動車用部品用品及び機器類、化学原料並びに化学製品及び一般雑貨類の売買等
(5) 資本金	22,600,000 円

(4) 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① ECM マスター ファンド SPV 3

	属性	議決権の数 (議決権所有割合、所有株式数)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分 (注2)	合計	
異動前	—	—	10,365 個 (4.80%、 1,036,500 株)	10,365 個 (4.80%、 1,036,500 株)	—
異動後	その他の 関係会社、 主要株主である 筆頭株主 及び主要株主	67,679 個 (31.34%、 6,767,917 株)	10,365 個 (4.80%、 1,036,500 株)	78,044 個 (36.14%、 7,804,417 株)	第1位

(注2) 「合算対象分」に記載の議決権の数は、公開買付者の特別関係者であるエフィッシモが直接所有する当社株式100株（所有割合：0.00%）及び公開買付者の特別関係者であるサンテラが直接所有する当社株式1,036,400株（所有割合4.80%）に係る議決権の数の合計値です。

② サントレード株式会社

	属性	議決権の数 (議決権所有割合、所有株式数)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である 筆頭株主	32,465 個 (15.03%、 3,246,528 株)	—	32,465 個 (15.03%、 3,246,528 株)	第1位
異動後	主要株主	32,465 個 (15.03%、 3,246,528 株)	—	32,465 個 (15.03%、 3,246,528 株)	第2位

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

該当事項はございません。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式6,767,917株の応募があったものの、本公開買付けにより、公開買付者グループの所有する当社株式に係る議決権が当社の総株主の議決権の3分の2以上とならなかったことから、公開買付者が2025年10月1日に提出した訂正公開買付届出書の「3. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の価格と同一の価格を買付け等の価格として、再度買付予定数の上限及び下限を設定しない公開買付けを行うとのことです。

当社が2025年9月16日に公表した「ECM マスター ファンド SPV 3による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」（以下「本公開買付け意見表明プレスリリース（留保）」といいます。）の

「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、当社株式は、現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）に上場されておりますが、再度実施される公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があるとのことです。

また、本公開買付けや再度実施される公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付け意見表明プレスリリース（留保）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、当社株式の全て（公開買付者グループが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした取引を行う可能性があるとのことであり、この取引が実現した場合、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

以 上